



広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進

第43回 国と地方のシステムWG

令和7年4月11日

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課



広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進（環境省）



- 面的なインフラマネジメント推進に資する取組として、令和5年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画において、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進し地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要性に関する記載を盛り込んだ。

廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）抄

1. 基本的理念

（2）災害時も含めた持続可能な適正処理の確保

こうした課題に対応し、持続可能な適正処理を確保するためには、中長期的な視点で廃棄物処理体制の在り方を検討した上で、地域住民の理解及び協力を得ながら、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進することで、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。

（参考）ごみ焼却施設の広域化・集約化の状況

	平成10年度	令和5年度
ごみ焼却施設	1,769 施設	1,004 施設
（うち、100t/日以上）	550 施設 （全体の31%）	567施設 （全体の56%）
（施設の平均規模）	109 t/日	174 t/日

平成9年5月に発出した通知において、最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等の課題に対応するため、各都道府県で、可能な限り焼却能力300t/日以上(最低でも100t/日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるように広域化ブロック区割りを行うよう求めた。

広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進（環境省）



- 広域的・戦略的なインフラマネジメントの一環として、広域化・集約化の取組の推進を図っている。
- 令和6年3月には、令和5年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画を踏まえ、**2050年までを見据えた広域化・集約化の取組の推進**に関する通知を発出。
- 廃棄物処理施設の広域化・集約化にかかる手引きを令和7年3月に改訂。また、令和7年2月～3月に全ての都道府県に対して長期広域化・集約化計画の策定状況のフォローアップを実施。

● 平成9年5月28日付通知「ごみ処理の広域化計画について」

最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等の課題に対応するため、各都道府県で、可能な限り焼却能力三〇〇t／日以上(最低でも一〇〇t／日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるように広域化ブロック区割りを行い、原則として計画期間10年（平成10年度～平成19年度）の広域化計画を、平成9年度中に策定するよう求めた。

● 平成31年3月29日付通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

持続可能な適正処理の確保、気候変動対策、資源化・バイオマス利活用、災害対策、地域への新たな価値の創出といった要素を含めて、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定することを求めた。前回策定の広域化計画を評価し、人口及びごみ排出量等の将来予測をしたうえで、広域化ブロック区割りの設定を見直すことの必要性を示した。

● 令和6年3月29日付通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

2050年度までを計画期間とする長期広域化・集約化計画の策定を求めとともに、ごみ処理広域化・集約化協議会の設置を都道府県に求めるなど、都道府県の関与を再度明確化した。

引き続き、**広域化・集約化の推進**及び、**戦略的なインフラマネジメント**について地方公共団体に対し促してまいりたい。

中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和6年3月29日付通知）



主なポイント

1. 計画策定主体

都道府県が主体となり、**ごみ処理広域化・集約化協議会を設置**した上で、管内市町村と密に連携して長期広域化・集約化計画を策定すること。長期広域化・集約化計画は廃棄物処理法第5条の5において基本方針に即して都道府県が策定することとされている廃棄物処理計画の一部に該当するものである。

2. 広域化ブロック区割りの設定見直し

都道府県における現状の広域化状況の評価を踏まえたブロック区割り及びブロック内の施設整備の方向性（2050年度までの人口及びごみ排出量等を踏まえた施設数の変遷）については、都道府県と都道府県が構想するブロック区割りのメンバーからなる**ごみ処理広域化・集約化協議会を設立し合意を得た上で、都道府県の長期広域化・集約化計画へ反映すること。**

3. 計画期間

原則として**2050（令和32）年度までとする。2027（令和9）年度末を目途に長期広域化・集約化計画の策定を行うこと。**また、策定した計画は概ね5年ごとに現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定すること。

4. ごみ処理広域化・集約化協議会

都道府県と都道府県が構想するブロック区割りのメンバーからなるごみ処理広域化・集約化協議会を設立。都道府県からの要請等に応じて環境省もオブザーバーとして参加できる。